

<川越市>

## 新井喜一氏を原告とする名誉毀損訴訟 重大続報！

<2019年11月14日 公判>

### 法廷で暴かれてゆく「被害女性A氏の虚偽！」

元川越市議・新井喜一氏（2018年10月、議員辞職）が原告となり、同氏からのセクハラ・パワハラ被害を受けたとマスコミや川越市議会、川越市に公言する一方で、新井氏に謝罪と100万円の支払を求めてきた、川越市役所職員女性A氏（「被告女性A氏」）を被告とする、名誉毀損損害賠償と債務不存在（100万円を払う義務はない）確認の裁判の第5回口頭弁論が「11月14日」、さいたま地方裁判所川越支部で行われた。

傍聴席は、新井氏と親しい地元の人たちと、被告側支援者の女性たちでほぼ満席。

なかなかの盛況である。新井氏側はいつもの通り「法曹界のゴールデンコンビ」こと清水勉弁護士と出口かおり弁護士。そもそもの新井氏セクハラ告発記者会見を2度にわたってブチ上げた「被害女性A氏」の最初からの代理人として、記者会見などで新井氏を非難し続けた吉廣慶子弁護士は、第2回の裁判期日には法廷に姿を現わしたものの、終始下を向いてほとんど口を開くこともなく、前日期日も今日期日も欠席。この裁判に関心がなくなったのか。

被告席に座っているのは、坂下弁護士をはじめ男性弁護士3名だけ。回を追うごとに「被害者」側弁護団が後ずさりをしているように思えるのは、本紙だけなのだろうか？

今回は、新井氏を反訴した「被害女性A氏」が新井氏によるセクハラ・パワハラの実証としていた「A氏の隠し録音による音声データ」が初めて裁判所と新井氏に提出され、今回はその証拠の録音を新井氏側が検証した結果が明らかにされた。

**恒例となっている裁判期日後の清水・出口両弁護士による傍聴人向けの  
レクチャーを元に今回の裁判の要点をまとめる。**

## 己(おのれ)の弁護士に責任転嫁する「被害女性A氏」

新井氏に対する名誉毀損の被告となった川越市役所職員女性A氏は、前回までの反論で、新井氏を実名でハラスメント加害者として告発記者会見したのは代理人である吉廣・坂下弁護士であって自分ではないとの呆れ果てる居直り主張を展開した。

言うまでもなく弁護士は「代理人」に過ぎない。本人が言っていないことを言ったり、本人が止めてほしいと言うことを強引に押し通したりすることはしない。仮に弁護士が依頼者の意思に反して記者会見を行おうとしたのであれば、A氏は記者会見をしないように言えばよい。それでも強引に記者会見をしようとする弁護士なら、他の弁護士を選べばいい。

また今回の訴訟の代理人にも選ばなければいいのである。しかし、A氏は、記者会見では吉廣弁護士の隣にいて、吉廣弁護士が何を言っているのかを全て聞いている。そこで口を挟まなかったのは、自分が話したことを弁護士が言っているからなのだ。

A氏は自分が名誉毀損で新井氏に訴えられた今回の訴訟でも、吉廣弁護士と坂下弁護士を自分の代理人に選んだ。A氏は記者会見を含む弁護活動のすべてに同意していたからこそ、吉廣弁護士と坂下弁護士を引き続き代理人に選んだのだ。それでいながら、昨年9月に新井氏に送りつけた内容証明郵便の内容からすれば、もともと裁判を起こすことを考えていたはずのA氏が、自分ではなく「**弁護士が開いた記者会見だった**」と言い始めたのだ。何という無責任な言い分だろうか。

なりたての新人でもない吉廣弁護士と坂下弁護士がA氏のこのような反論を言われるままに準備書面に書いて裁判所に提出したことも驚きだ。「**ちょっと待って下さいよ。私が独断で記者会見を開いて勝手なことを言ったということになるんですか?**」とA氏に問い質せば、A氏は吉廣弁護士と坂下弁護士への責任転嫁を撤回したのではないか。吉廣弁護士らはA氏に問い質したのか。問い質さなかったとすれば、それはなぜか。

問い質したのに、A氏が撤回せず、自分を守ってくれてきたはずの吉廣弁護士らに責任を転嫁するような反論を書かせることができたのはなぜか。普通では考えられない。それは、A氏の背後に吉廣弁護士と坂下弁護士を従わせることができるほど強力な「**守護神**」がついていたからだとしか考えようがないのである。一定の実績がある二人の弁護士が気を遣わなければならないほどのA氏の「**守護神**」とは誰なのか？ 本紙の読者であれば容易に想像がつくであろうが、不要な場外乱闘を招き新井氏の訴訟の支障となることを避ける意味で、あえて本紙は「**守護神**」に言及することを現時点では控える。

A氏の弁護士費用についても不可解な点がある。A氏は、自費で7人もの弁護士を雇ったのだろうか。どれほどの着手金を払ったのか知らないが、裁判期日を重ねるごとに出席する弁護士の人数が少なくなっているのに、法廷に出て来なくなった弁護士はA氏に着手金を返さなくていいのだろうか？

それでいて、A氏側は応援の傍聴人の動員には熱心だ。代理人弁護士が少なくなる一方で、傍聴人を増やそうということか。これは一体どういう作戦なのか。

## あまりにも不自然な事実経過—「守護神」は誰か？

そもそも記者会見を開いて新井氏を实名告発したうえ、同氏が市議を辞職した後にも追加の記者会見をしたほどの「ハラスメント被害」を新井氏から受けたはずのA氏は、新井氏から名誉毀損で訴えられて、反訴という手続きでようやく新井氏を初めて訴えている。

事の始まりであった、新井氏にA氏が送った通知書で「謝罪して慰謝料100万円を払わなければ訴える」旨の宣言から、半年以上も経ってなお訴えることもせず、新井氏のほうから訴えてくるまで提訴を待つこと自体が不自然極まりない。

本紙既報の通り、第三者委員会の調査結果でも新井氏がA氏の太ももを触る、手を握ったとのA氏の主張は認められなかった。同委員会は2名の弁護士と1名の学者という構成だったが、この3名ともが当時川合市長が市の委員会の委員などに委嘱していた人たちである。

つまり、市長と第三者委員会のメンバーは、市長が「この人は信頼できる」と判断して市の事業の手伝いをお願いし、これを引き受けたという関係にあった。

そのような関係性にある調査委員会が、当時、川合市長と対立関係にあった新井氏の言動や行動について、公正な「第三者」として対応できたのだろうか。新井氏が第三者委員会に危惧感を抱いたのはそのためだった。新井氏は第三者委員会に詳細な反論書を提出し、かつ、第三者委員会の調査に清水弁護士とともに出席して、できるだけ丁寧に説明した。

A氏は自分の言い分が本当であることを第三者委員会にわかってもらうために、身体接触のセクハラなどの重大な点については特に丁寧に説明したはずである。その結果、第三者委員会は、新井氏がA氏の身体に触れた事実は認められないと結論づけた。新井氏に不利な判断をすることが懸念された第三者委員会が、このような判断をしたことは驚きであったが、もっと驚いたのは、本来であれば不本意な調査結果に激しい憤りを抱いたはずのA氏や吉廣弁護士が、怒らないどころか第三者委員会の結論を一定程度、評価さえしていることだ。

理解に苦しむ。

**ここで、本件の端緒となった「A氏」の新井氏に対する通知書から告発記者会見の事実経過を清水弁護士に振り返ってもらった。**

### 清水勉弁護士

A氏の反訴状に書かれた時系列からすれば、A氏が吉廣弁護士らに本件を相談したのは（2018年）8月31日以降で、早くても9月1日以後ということになります。9月1日は土曜なので、A氏が相談できたのは週明け月曜日の9月3日以降になるのが普通です。

しかし吉廣・坂下弁護士は、9月12日に新井さん宛てに最初の通知書を送っています。ということは、A氏はわずか1週間余りのうちに埼玉県三郷市（吉廣弁護士）とさいたま市（坂下弁護士）という離れた地域に事務所がある2人の弁護士に委任して、両弁護士はわずか1週間程度A氏の主張を聞き取り、裏付け証拠を確認したことになります。

それは現に吉廣弁護士らが新井さんに送った通知書で「**一定の証拠もあり**」「**複数の川越市議会議員及び川越市職員等の第三者が見聞きするところです**」「**さらに、貴殿から同様の被害を受けている市職員が他にいることも確認できております**」と断定していることでも明らかです。

私も弁護士ですからわかりますが、このような作業をたった**1週間で法的文書にすることは離れ業に等しい**ことで、また、これだけの作業をこの短時間で成し得るほどの決定的な証拠があるのであれば、新井さんが名誉毀損訴訟を提起する遙か以前に彼らが原告となって訴訟提起しているはずです。

□ □ □

A氏と弁護士らがそうしなかったのはなぜか？

これも本紙が言及してきた通り、A氏（あるいはA氏の背後にいる「守護神」）の真の目的がハラスメント被害の告発ではなく、当時ベテラン市議だった新井氏の社会的信用を失墜させ、同氏を議員辞職に追い込むことであったと仮定すれば、この不可解な事実経過はすべて辻褃が合うものとなる。A氏が自分の主張をほとんど認めなかった第三者委員会の調査結果に異議を唱えなかったのも、新井市議失脚の計画がすでに成功しているので、「**どうでもよかったこと**」になったからではないだろうか。最大の疑問は、一市役所職員に過ぎないA氏が、数回顔を合わせた程度のベテラン市議・新井喜一氏の社会的信用失墜を画策するほどの必要があったのか？ という点である。結論を先にいえば、あるわけがない。

A氏ではなく、その背後にいる「**守護神**」にとって新井氏の議員の地位の剥奪が喫緊の課題だったのである。念のために付言すれば、A氏代理人・吉廣弁護士らが、「**複数の川越市議会議員及び川越市職員等の第三者**」を特定して新井氏のハラスメントについて問い合わせをした事実は見受けられない。そのような確たる証言があるのであれば、吉廣弁護士らは本件名誉毀損裁判の初回の反論書に動かぬ証拠として法廷に提出したはずだ。

## 録音から消された「空白の1時間18分」

新井氏代理人の清水・出口両弁護士は今回の裁判に向けて、前回被告A氏が提出した「**隠し録音の音声テープ**」を注意深く聴いた。すると驚愕の事実が明らかとなった。

音声データは、2018年5月14日にA氏と3名の市議（樋口・海沼・小高各市議）が新井氏の自宅を訪れて開かれた、およそ5時間に及ぶ酒席の会話をA氏が隠し録音していたものだ。A氏が、新井氏によるセクハラ発言や飲酒強要のパワハラ被害を受けたと主張する現場であり、その会話の全容を知ることは本件の審理で最も重要といえる。

ところが、この音声データには、**途中の1時間18分ほどがない**。

## 本紙の取材に清水弁護士が答える。

### 清水勉弁護士

録音に空白の時間帯がある点について、被告（A氏）は第2準備書面で「**トイレに立った際に、録音を止め、その後再度録音をしないままにしてしまったため**」と主張しました。

しかし実際の音声を聞けばわかるのですが、この手の隠し録音をA氏の説明通りに途中で止めたのであれば、録音機材（ICレコーダー）を止める際のガサゴソという雑音や、再度録音を始める時にスイッチを入れて、それを衣服かバッグなどの中に隠す音が聞こえなければなりません。それが、A氏の隠し録音データにはないんですよ。

A氏はこの日に初めて新井さんの家を訪ねているのですから、録音を止める前に、新井氏か新井氏の奥さんに「**トイレはどちらでしょうか**」と尋ねるA氏の声が入っていなければおかしい。それを聞く前に録音を止めたのであれば、なおのことA氏が手探りでガサゴソと録音機を止める雑音が入っていなければおかしいですよ。それだけではありません。

A氏がトイレに立つまでに録音された前半部分の最後と、その後に録音を再開したという後半部分の冒頭がまったく同じ音量で収録されています。隠し録音を再開するには、新井氏たちがいる居間に入る前にスイッチを入れてから席に戻ったはずですから、録音機を隠す際の雑音が入ることは当然ながら、最初は聴こえない居間の会話が居間に戻った時点で前半部分と同じ音量で録音されるはずですよ。でもA氏の録音は中断された前半部分の最後と、録音再開された後半部分の頭から同じ音量、録音状態なんです。

こういうことが起こるのは、本当は丸々5時間分ある録音が、途中**1時間18分の部分**だけA氏によって意図的にカットされているからではないかという疑いがあるのです。

□ □ □

驚くべき新事実である。仮にA氏がカットしたのであれば、なぜ1時間18分もの長い時間の会話をカットしてから「**証拠**」にする必要があったのかという理由が問題になる。

なぜならA氏は、およそ5時間の酒席の会話のうち合計してもわずか十数秒という新井氏の**短い言葉を狩り**とって「**ハラメントがあった**」と主張しているのに、1時間18分もの会話をカットするのは、その部分があるかないかで様相が一変しかねない状況があった可能性もあ

るからである。この空白の1時間18分の間に、A氏の主張にとって不利となるA氏自身の発言や新井氏との会話が録音されていたとしたら？

たとえば、後半部分の「空白の1時間18分」に新井氏以外の市議たちから性的発言が飛び出す性的発言に類似する話題があって、そこでA氏が同調するような発言をしていたとすれば、斟酌した新井氏の短い言葉だけを切り取って「セクハラ被害」だと主張することには無理がある。清水弁護士は今回の裁判で、「カットしている隠し録音部分を証拠提出するように」と求めている。坂下弁護士は平然と、「ありません。念のため、本人に確認します」と答えた。

次回の裁判期日でA氏がどう弁明するのか楽しみである。

## A氏は「酒豪」だった！

### ハラスメント被害をでっち上げるための「演技」の可能性

当初からA氏は、新井氏による飲酒強要があったとしてパワハラ被害を訴えている。一般論として飲酒の強要とは、酒を飲めない者や弱い相手に飲めと無理強いすることをいう。

A氏の主張は、隠し録音を行った5月14日の新井氏邸の居間で、体調が悪くて飲めない旨を言ったのに新井氏に無理やり飲まされたというものだ。

これに対して、実は、A氏は4日前（5月10日）、新井氏ら市議と宍戸副市長が参加した広島県尾道市の行政視察旅行の2次会の会場となったスナックで、A氏は大いに酒を飲んで盛り上がり上がっていたのだ。それを目の当たりにした新井氏が、元気で飲みっぷりのいいA氏に対して「お前、いい女だなあ」と言った、その言葉だけを切り取ってA氏はセクハラ発言だと問題にした。これだけでもA氏のハラスメントの訴えの怪しさがわかる。

この2次会には新井氏邸の酒席に参加した樋口・海沼市議らも同席しており、A氏の盛り上がりぶりと飲みっぷりのよさを、5月14日の新井氏邸で樋口市議が「Aさんもかなり飲んでましたよね」と回想している言葉がA氏の隠し録音に残されていたのだ。

つまり、新井氏も同席市議らもA氏をいわゆる「酒豪」として認識していたのである。

そのようなA氏に「あれだけ飲めるやつが、少しくらいの体調不良で飲めないなんてことがあるか」と思った新井氏が「なんで飲まないの？」と言ったに過ぎない。相手が酒豪と知ったうえで、ありきたりの会話であって飲酒強要発言であろうはずがない。

そもそもA氏の当時の上司（市議会事務局・副事務局長）は、新井氏邸での宴会について「行きたければ行ってもいいし、行きたくなければ行かなくても良い」とA氏に事前に告げている。

この日、A氏が本当に酒を飲めないほどの体調不良だったのなら新井氏邸に行かなければよかったのだ。隠し録音の準備をして行くほうが不可解なのだ。

この点についてA氏の主張では、こうした酒席など飲食や旅行への同行を新井氏から「再三強要された」としている。しかし、新井氏がA氏になにかを強要した事実はひとつもなく、新井氏邸での私的な宴会も、新井氏ではなく同席市議がA氏を誘ったのであり、A氏の被害の主張はさまざまな点で破綻している。ところで、本紙は取材案件によっては調査業務を興信所に依頼することがある。親しい調査員（探偵）に本件A氏の言動について参考意見を求めたところ興味深いコメントを頂いたので紹介しよう。

### 探偵業者

「それはA氏という人物の芝居、演技の可能性がありますね。新井さんのハラスメント的な言葉を引き出すために、わざと「今日はお酒は飲めないんです」と言う。みんな、飲み会だとわかって来ているわけですから、当然新井さんは何かを言うでしょう。それを予測して録音するためにそういう演技をするという手口に思えますね。私たちも調査で相手の言質を取るときに使うテクニックです。Aという女性は探偵に向いているかもしれませんね（笑）」

## 新井喜一氏だけを標的にした姑息な謀略

今回の裁判期日で清水弁護士は、A氏の一連の行動について「新井氏だけを狙い撃ちしている」と明確に主張した。A氏によって隠し録音された新井氏邸での酒席では、同席した樋口・海沼・小高市議らも酒の勢いもあって調子に乗った「下ネタ」を放言していた。

しかし、A氏は端緒の通知書から告発記者会見に至るまで、終始、新井氏だけを標的に「ハラスメント被害」を訴えていたのである。

A氏は市議会と市への要望書で、あたかも健全な市政のためにこのようなことを黙っているわけにはいかないとの勇気ある行動のように自画自賛しているが、それが本当であれば、議員らの集団によるハラスメント被害を受けたとして、同席していた樋口・海沼・小高市議らも連座させるのが本筋であり、新井氏だけを追及するのは明らかに筋を外している。

ここで再度、

**2018年9月に突然、新井氏がハラスメント疑惑で告発された経緯を振り返ってみよう。**

これまで本紙が言及してきた通り、本件は新井氏から議員バッジを奪い取ることを目的とした「反新井派閥」と工作人員たるA氏による謀略であると強く疑われるのだ。A氏が新井氏に「通知書」を送った2018年9月は、川越市平成30年第4回定例会（9月議会）の真っ最中だった。吉廣弁護士と坂下弁護士が書いた「通知書」には新井氏に9月末日までの回答を要求していた。

それにもかかわらず**「通知書」**が送付された翌日に**A氏**は、議会事務局の新人でありながら議会が最も多忙な時期に、弁護士と共に新井氏の実名をあげて告発記者会見を行った。

清水弁護士は**A氏**代理人弁護士らに対して、**A氏**が**「いつ、誰に、どのような相談をしたのか」**を明らかにするよう釈明を求めている。ハラスメント被害者から相談を受けた後、わずか1週間足らずで、加害者側と1度も話し合いの機会を持つことなく記者会見をするという対応の仕方が、ハラスメント被害者保護の仕方として疑問だからだ。また、前述の通り**A氏**の弁護士らが準備書面に記載した、新井氏のハラスメント行為を見聞きしたという**「複数の職員」**などは存在しないことが明らかとなっている。

これらの背景事情からすれば、**A氏**は弁護士を探して相談したのではなく、**「反新井派閥」**の手引きによってマッチング（引き合わせ）され、計画に従って記者会見をしたと考えるほうが自然だろう。なぜこのような謀略が計画されたのか？

それは**「新井を失脚させよ」**という異常な執念を抱く**A氏**の**「守護神」**の意思介入があったからだろう。本件のすべての起点は**「市議会と市職員が従わざるを得ず、市の委嘱事業者を第三者委員会として構成するよう示唆出来る立場の人物」**であったという疑いが濃厚になる。

新井氏による名誉毀損裁判の次回期日は

**「12月19日午前10時30分から、さいたま地方裁判所川越支部1号法廷」**で開廷される。**A氏**の弁護団がどのような釈明をするのか、多くの市民に傍聴して頂きたい。